

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

令和3年7月12日（月） 14時00分～16時00分

2 会場

県庁南棟2階中会議室

3 出席者名

藤沼会長、村上委員、西川委員、山口委員、服部委員、佐川委員
商工政策課 上沢課長他2名

4 議事の概要

(1) 報告事項

- ① 諮問対象について
- ② 届出状況について
- ③ 前回（令和2年12月14日）の議事概要について

事務局から、上記3点について報告を行った。前回の議事概要について、事務局案にてホームページに掲載することが了承された。

(2) 議題2 届出案件について

■【ツルハドラッグ黒石一番町店・セリア黒石一番町店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、道路対向地等での再予測・再々予測の結果、全ての地点で基準値を下回っていることから、周辺環境への影響は小さいと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記3点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過しており、再予測についても基準値を超過している地点があること、また、第一種中高層住居専用地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に幼稚園、中学校、高校のほか公園があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【ホームマート南郷店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音については、騒音予測結果及び住居が密集している地域ではないことから、周辺環境への影響は小さいと考えられる。
- ・右折出入庫についても、交通予測において、問題がない旨の結果が出ている。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記4点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過しており、再予測についても基準値を超過している地点があることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に保育園、小学校、中学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 身障者用の駐車スペースについて、冬期の降雪等を考慮し、「その他指針に基づき生活環境に配慮した事項等」に記載する内容以外の措置についても検討し、身障者による利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【よこまちストア三沢店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音予測結果については、道路対向地等での再予測・再々予測等の結果、全ての地点で基準値を下回っていることから、周辺環境への影響は小さいと考えられる。
- ・B棟の荷さばき施設について、搬出入車両が出入口3から出入した場合、十分なスペースがないため、歩行者等との事故が懸念される。安全対策を徹底するよう促した方が良いのではないか。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記5点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過しており、再予測・再々予測によっても基準値を超過している地点があること、また、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近にこども園、小学校、中学校、高校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 搬出入車両について、来客車両及び歩行者等の安全を確保するための対策を講じ、事故を未然に防ぐための安全対策を徹底すること。
- 4 身障者用の駐車スペースについて、冬期の降雪等を考慮し、「その他指針に基づき生活環境に配慮した事項等」に記載する内容以外の措置についても検討し、身障者による利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 5 設置者配慮事項を確実に履行すること。

■【メガ富田店に係る新設について】

本件について、事務局から届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ・騒音については、1地点で再々予測の結果も基準値を超過しているが、隣地が店舗又は倉庫であることから、周辺環境への影響は小さいと考えられる。
- ・店舗計画地周辺は、交通量が多く、特に出入口3側の道路については、学生が多く利用するため、歩行者・自転車等の安全対策には十分な配慮が必要である。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記3点を付帯要望とした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過しており、再予測・再々予測によっても基準値を超過している地点があること、また、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者・自転車等の安全対策について、付近に幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。